

「坊っちゃん」 国士誕生の背景について——杉田仙十郎を主たる対象として——

家 近 良 樹

はじめに

杉田仙十郎・同定一の父子は、歴史上の人物としては、そこそこ知られている。が、教科書や歴史小説等に登場することも無く、いまでは忘れられたに等しい人物といつてよい。もっとも、杉田父子といつても、研究の主たる対象となるのは息子の定一である。それも、地租軽減（改正反対）運動の推進者もしくは自由民権運動の指導者としてである。定一は、のちに衆議院議長や政友会幹事長に就いた大物政党政治家であったが、この方面の彼の活動については、取り上げられることは甚だ少ない。¹⁾ 父の仙十郎に至っ

ては俎上にのぼされることがさらさない。彼について触れられる場合は、杉田家の全財産を注ぎ込んで定一の政治活動を支援した人物としてか、息子とともに地租軽減運動に取り組んだ人物としてである（ただし、その場合も、あくまで主役は息子の定一である²⁾）。

本稿は、こうした研究状況下、あえて、定一ではなく、仙十郎に焦点をあてて、地域社会のリーダーであった仙十郎から、中央の政党政治家となった定一へのバトンタッチがなされた背景を考察するものである。そのような分析視角を採用した理由は、杉田定一という人物を産み出す、文字どおり肉体的・精神（思想）的な礎となったのが仙十郎

であったと見なすことによる。言い換えれば、杉田定一の人生を、彼一人のものとするのではなく、父仙十郎のそれと重ね合わせることで、明治期から大正期にかけて生きた一人の政党政治家の生涯を深く理解する事が可能になると考える。

かつて杉田父子について考察した宮城公子は、「村落支配者」「村の名望家」の地位にとどまった「父と異り」、定一は「国土」に「飛躍」したとみた。³⁾だが両者の関係は、「飛躍」というよりも「継承」と評したほうがむしろ適切であろう。清廉で利権とは縁遠く、⁴⁾地域密着型（地域利害を国益よりも優先する）の政治家とは言い難かった定一が、長年にわたって活動できたのは、父が営々として築きあげてきた信用によった。また父から受けた思想的感化も頗る大きかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がれたものを、子が発展的に伸ばしていった関係にあったのである。

それはさておき、仙十郎の生涯は、文政三（一八二〇）年から明治二六（一八九三）年におよんだ。いうまでもなく、この間は、江戸幕府の支配下にあった体制が崩壊し、近代天皇制国家が新たに誕生し確立されていった時期であった。

したがって本稿では、この日本史上でも未曾有の激動期に生きることになった豪農父子が、どう激動の時代を迎え、それに向き合おうとしたのかを見据えることになる。

具体的には、①リーダーとして生きることを運命づけられた仙十郎が、自分の使命と地域社会の現状をどのように認識したのか、②時代が大きく変わろうとした転換期に、地域や全国の問題にどう係わりうとしたのか、③維新の変革をへて成立した新政府の政策をどのように評価し、それに対応したのか、④そうした対応の背景にあった彼の考え方の特色とは何か、⑤長男の定一に発展的に受け継がれたものは何か、といった諸点の検討である。

一 杉田仙十郎の思想と行動（生き方の特色）

（一）仙十郎の人生における注目点

叙上の課題をはたすための前提として、本章では杉田仙十郎の思想と行動上の特色を振り返っておきたい。仙十郎の人生においてまず注目したいのは、遠く太閤検地の時点ですでに特筆すべき存在とされ、また江戸幕府の創設以来、越前一の豪農・大地主と評され続けた名家に誕生したことである。つづいて注目したいのは、彼が文政三年生まれで

あることである。すなわち、この年は幕末史にとって最も大きな転換点となった嘉永六（一八五三）年のペリー一行がより三〇数年前にあたった。ということは、ペリー一行が来航し日本全国が大騒動となった時、仙十郎は三〇代半ばに近い大人の男であったことを意味する。その点、幕末の騒乱に遭遇し、尊王攘夷運動に走った名主の長男洪沢栄一とは、実に二〇年近い年齢差があった（洪沢は天保一一（一八四〇）年生まれ）。

もちろん、個人的な資質（個性）の差があるので、仙十郎が洪沢栄一とたとえ同年齢だったとしても、彼が洪沢と同一の行動を採ったとは限らない。だが、仙十郎が幕末の騒乱が沸騰点に達する時点で、分別盛りの青（壮）年であったことは注意されてよからう。そして、こうしたことも多少の係わりを有したと思われるが、幕末期の仙十郎には、史料面から見る限り、現状への不満はむろんあっただろうが、明確な体制批判の考え（反幕志向）は窺えない。少なくとも、倒幕志向といったものはまったく見られない。

第三に着目したいのは、彼がやはり三〇代半ばの安政二（一八五五）年九月に、妻隆（二五歳）を病気で喪い、激しい精神的葛藤の末、「誠が専要」だとする境地にたどりつ

たことである。そして、この間、仙十郎は、杉田家の宗旨である浄土真宗のみならず、他の仏教各派や非仏教的学問（儒学や黒住教など）にも救いを求め、結果的に真宗王国の越前にあつて浄土真宗から距離をおくに至る⁵。

仙十郎の到達した境地は、自らの心のあり方を第一に重視するものであった。すなわち、誠実に生きる（道徳的に清く正しく生きる）ことを、なによりも大事だとする境地であった。このことは、彼が自分の心に響いた言葉をメモした一連の文章によって裏づけられる。例えば、そうした言葉の一つに、「備前黒住佐京氏格言」がある⁶。それは、「誠より外にはなきぞ 誠が道ぞ 道が誠ぞ 誠が神ぞ 神が心ぞ 心が神ぞ、歌二曰ク、立ち向ふ人の心はかがみなり己がすかたをうつしてやみん」というものであった。江戸末期の神道家で黒住教の開祖として知られる黒住宗忠は、心の持ち方を重んじたが、極度の鬱的状况にあった仙十郎には、このような言葉が最終的には一番納得できたのだろう。

また仙十郎のメモには、左のような言葉も記されている。

「二 休禪師の作とかや、地獄遠き二非す、おぬれが罪、おの（ぬ）れを責む、極楽又眼前なり（傍点筆者。以下同じ）、神

即ち我也⁽⁷⁾、「改良スルニ二重ノ本末アリ、曰ク自身ハ本ナリ、他人ハ末ナリ、又元形ハ本ナリ、有形ハ末ナリ、……元形ノ精心思想ハ根本ナリ。」⁽⁸⁾

これらの言葉は、いずれも自分の心のあり方や思想をひたすら問題にする、唯心論的な考え方を反映したものであった。そして、ここに、先程指摘したような、仙十郎に表立った体制批判の考え（反幕志向）が見られなかった最大の要因もあった。仙十郎の到達した境地では、体制を批判する前に、まず自分を責める、もしくは自分のあり方を改めることが求められたからである。

もつとも、このような境地では、仙十郎はただ耐えるに耐えるしかなかったといつてよからう。そして、この忍耐力が限度を越えると、不幸な結末を彼にもたらすことになった。このことは晩年に明らかとなる。仙十郎は仏教勢力や親族・地域住民といった自分の周囲にいた諸々の関係者への不満と不信を一気に爆発させたのである。

(2) 仙十郎の内面を律したもの

こうした経歴を有する仙十郎にあって、なによりも重視されたのは、家の存続を図ることと、大庄屋として地域社

会の安定に努めることであった。仙十郎は、天保一四（一八四三）年に父のあとを継ぎ大庄屋となったが、彼は以後、福井藩領越前国坂井郡波寄村（現福井市川西町波寄）にあって、己れの職務に励むことを第一の使命とした。

もちろん、このような仙十郎の姿勢はなにも彼にのみ見られた固有のものではなかった。一九九〇年代、地域社会に生きた中間層（すなわち支配身分の武士でも被支配身分の一般農民でもなく、その中間に位置した豪農）をめぐる研究が盛んとなる中、豪農のもつばらの関心が家の経営維持にあったことや、彼らの内の少なからざる者が地域社会のリーダーとしての使命を自覚していたことが明らかにされているからである。⁽⁹⁾

ただ、仙十郎が一般の豪農と異なっていたのは、「崩れ川」と呼ばれ、継続した治水対策が欠かせなかった九頭竜川の治水事業に、長年巨費を投じて続けた杉田家の当主であったことである。つまり、その分、地域社会への係わり方が深くなった。また、仙十郎の農業生産者としての矜持心も他の豪農一般に比して相対的に大きかった。そして、後者の特色は、幕末期にあって、彼と同様の立場にあった豪農の多くが、農民身分から武士身分への上昇志向をみせ

た（実際のところ、武士身分に登用されたケースも幕末期ではままある）とされることと対称をなす。

仙十郎は、後述するように、幕末期に生きた豪農の一人として、全国家的な問題（国事）に少なからざる関心を示した。が彼は、あえて地域のリーダーとして生きる途を選択した。それは、換言すれば、儒学世界で指導者に求められた「修身齐家治国平天下」の前半部分、すなわち「修身齐家」に自己のあり方を限定したということである。その結果、後半部分の「治国平天下」の達成は、為政者である藩首脳や幕府首脳に全面的に委ねられた。

そして、こうした姿勢は維新後も変らなかつた。彼は、明治四（一八七二）年二月二日付で息子に宛てた書簡中¹⁰に、「無学ニテモ父祖ニ仕へ、修身齐家其安所宰其郷里和睦シ、好生至仁之御代之難有事ヲ存詰……速ニ来春帰国致日本第一ノ農業心配致候得ハ天道ニ相協、ヲノツカヲ修身齐家ノ道理ニ候間、帰宅相待申候」と記したのである。仙十郎は、このように、幕末維新时期にあつて杉田家を維持し、かつ地域の奉仕活動（治水や農事指導等）に励むことを自らの使命とした。そして、こうした選択は、強固な身分制下の当時にあつては、ごく普通のことであつた。

ところで、このような彼が最も忌み嫌つたのが、自分の職務（家職の務め）をはたさないことであつたのは当然であつた。仙十郎が日々の営み（家職）を蔑ろにすることを強く厭つたことは、彼が折りにふれ自分の心の琴線に触れた先人の言葉を書き写した次のようなメモによく顕われている。「堯然法親王曰、人間ノ大ナル耻ハ家職ニ疎キヲ第一トス」¹¹「藤資氏朝臣曰、凡人間一大事ハ今日ノ心ナク今日ヲロソカニシテ来日有事ナシ、ナベテノ人遠キ事ヲ思ヒテハカル（＝凶る）事アレドモ、的面（＝観面）ノ至ル所ヲシラズ」¹²。

そして、こうした職務観のうえに、仙十郎が理想とする世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地ニ至ル迄、日々ニ人民繁殖シテ、寸地モ荒蕪不毛ナキ様墾耕ニ尽力シ、各自ノ産業ヲ黽勉（＝つとめはげむ）シ、無事ニ天寿ヲ可終」¹³「尊皇 豊物作 治国平天下 無事奉寿 尸位素餐ノ者無ク 僻里寒村迄腹鼓快楽」¹⁴を理想とする世界であつた。

残念ながら、いま挙げた二つの史料は、いずれも明治期に入って記されたもので幕末期のものではないが、幕末期から仙十郎が望んだ在り方といつてよからう。そして、む

ろん、このような理想郷を実現することが為政者に対して求められた。自身が己れの職務に励むことに熱心であった分、為政者に対する仁政の要求も高くなった。

(3) 国事への関心

さて、つづいて、仙十郎のいま一つの思想上の特色を垣間見ることにしたい。それは、彼があくまで自分の職務を家職に励むことと地域への奉仕活動に限定しながらも、終生国家的問題への深い関心を抱き続けたことである。このことが幕末期にあつて最も明瞭に窺われるのは、水戸天狗党に係わる事件が発生した時であった。すなわち仙十郎は、元治元（一八六四）年、水戸藩の尊王攘夷派が京都にいた一橋慶喜に自分たちの主張（攘夷の即時実行）を聞き届けてもらうために西上し、最終的に福井の敦賀に預かりの身となった際、水戸藩（浪）士救済のために積極的に動いたのである。

仙十郎は、福井藩儒の吉田東篁（のち定一の師となった）らを介して、前藩主の松平慶永に筑波拳兵組の首領であった元水戸藩執政の武田耕雲斎らを越前坂井郡泥原新保浦謹頂寺浜へ移し、同地の開墾に従事させることを提言し、彼

らの延命を画策した。⁽¹⁵⁾これは、「幕藩体制下の庶民」が「武士階級を人夫として使役しよう」と建言した点で、⁽¹⁶⁾極めて特異なケースとなった。そして結局は、仙十郎の建策もむなしく、藩からは「何之御沙汰も無之」、武田らは斬罪処分となった。

仙十郎が、このような建策をあえて行なった理由であるが、これは欧米資本主義国による我が国の植民地化の危機を前に、水戸藩（浪）士が民族の独立を確保すべく決起したという事実、素直に感動したためだと考えられる。私事（個人的利益）のためではなく、国事（国権を張る）のために多くの武士が生命をかけて立ち上がったという事実が、仙十郎を極度に刺激し、それがこうした行為に走らせたと思像される。⁽¹⁷⁾

仙十郎が叙上の建策をおこなった背景をさらに探ると、次のような諸点が浮かび上がってくる。そのまず第一は、当時の豪農の多くと同じく、彼が水戸学の強い影響を受けていたと考えられることである。もともと、仙十郎という人物は、孤高な性格も関係してか、同学・同好の士（サークル仲間）を持ち、それら諸国の文人・墨客と互いに情報交換するといった、いわゆるネットワークを築いた形跡

は無い。また、幕末期に彼が水戸学の強い影響下にあったことを直接証明する有力な史料も、今のところ見当たらない。

だが、仙十郎と定一の父子が、水戸藩の人士や学風（水戸学）への憧憬の念を抱いていたことは明らかである。このことは、明治九（一九七六）年の一月二日に発した書簡⁽¹⁸⁾で、仙十郎が定一に対し、「右ハ水府御老公（＝徳川斉昭）御真蹟之由……右藤公（＝藤田東湖）書蹟之由、右二書ヲ見ルニツケ、該藩（＝水戸藩）之志気想像被致候」云々と記していることで裏付けられる。彼ら父子は、尊攘運動の口火を切り同運動を思想的にリードしていった水戸藩主の徳川斉昭や同藩士の藤田東湖らへの強い憧れの念を持ちつづけ、明治の新政を迎えたと見られる。そして、こうした背景があったればこそ、仙十郎が筑波拳兵組の助命に動き、かつ後年（明治一〇年）、定一が第二の維新を起すべく同志と立ち上がった際、遊説の地としてまず水戸を選ぶことになったといえる。

なお、従来、定一と水戸学の関係について語られる場合、父仙十郎の影響に言及されることは全くない。例えば、定一の伝記である『杉田鶉山翁』には、「定一は」主として水

戸学の書を読み、会沢（正志斎）の『新論』や（藤田）東湖の『弘道館述義』『常陸帯』『回天詩史』等を愛誦し⁽¹⁹⁾たと記されるのみである。だが、父の影響こそ、まず挙げられて然るべきであろう。

つづいて、第二のファクターとして無視できないものに筑波拳兵組の問題が発生する直前の元治元年七月、禁門の変時に東本願寺が焼失した問題がある。この東本願寺の焼亡は、会津藩士による砲（放）火の所為だと噂され、尾張藩領をはじめ各地で真宗信徒による抗議運動が展開された。藩主の松平容保が京都守護職を勤めた会津藩は、当時、世間一般の認識では尊攘派を抑圧する本家本元と見られており、その会津藩が東本願寺の焼亡に直接かわつた「⁽²⁰⁾敵」だとされた以上、浄土真宗大谷派の檀家（しかも有力な）当主であった仙十郎が、こうした面からも、反会津とされた水戸浪士たちの行動を支持したことは十分に考えられる。

（４）定一の教育とその活動支援

仙十郎は、このように、天狗党事件の発生時に、国事問題への人並ではない関心と行動力を示した。そして、こう

した彼であったからこそ、息子の教育を国士的な人物へ依頼することになった。杉田定一は若くして国事活動に従事することを志願した人物であった。そして、このことには、幼くして生母を病気で失ったことが深く関わったものと思われる。父と同様に孤高の士であった彼は、少年時に修学の旅にでることになった。

杉田定一が父の勧めもあって、越前三国瀧谷寺（真言宗）住職であった道雅の下で学び始めたのは、万延元（二八六〇）年のことであった。道雅は、「幕末における傑出した勤王僧」で尊王攘夷主義者として知られた人物である。現に、幕末期の京都にあって志士の尊敬を一身に集めた梁川星巖とも交友関係があった。

その道雅は、杉田定一の伝記を編んだ雑賀博愛が「僧侶といふよりも儒者であった。儒者といふよりも国士であった」と評したように、たんなる住職ではなかった。定一が残した当時の「備忘録」の類を紐解くと、その講義は、儒教の経典である四書五経を核に、「春秋左氏伝」「史記」「資治通鑑」「孫子」「呉子」等々の歴史書や兵書におよんだ。すなわち、仏教ではなく、広い意味での漢学が授講の柱をなしていた。そして、このような教育が、定一に深甚な影

響を及ぼすことになったのである。

事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不斷勤王士、方外常懷憂国心」と評し、自分の人生で一番影響を受けた人物とした。その後、道雅が慶応元（一八六五）年一二月に死去すると、慶応二年から同三年にかけて、武生藩儒であった松井耕雪に、ついで福井藩儒であった吉田東篁に定一は学ぶことになる。吉田は橋本左内との関係が深い人物（左内の師）で、定一に忠君（忠孝）愛国の大義について教えたとされる。

この三人の人物に定一が学んだのは、彼が一〇代の多感な時期であった。当然、強い影響をうけることになる。なかでも、道雅と吉田東篁両人の影響は、彼自身も認めているように頗る大きかった（松井耕雪は理財家であったため、この方面に関心の薄かった定一への影響は、それほどでもなかったらしい）。「文書」所収の「杉田定一伝」に拠ると、道雅と吉田の両名から学んだのは、「古英雄豪傑天下経綸（＝国家を治め整える）ノ業ニ在ツテ、儒生俗史章句繩墨ニ在ラズ」であったという。

そして、改めて再度指摘するまでもなく、こうした国士的人物に息子の教育を委ねたのは仙十郎の希望でもあった。

仙十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷里にあつて農村指導者となることを求めながらも、図らずも息子が将来国事活動に従事するように誘導したといえよう。もちろん、何度も強調するように、それは仙十郎の望みでは無かつたが、そうした結果を招いたのは彼自身の中に要因が隠されていたのである。そのため、明治期になつて、定一が国事活動に従事することを目的に出郷を希望すれば、それを拒みながらも、結局は根負けして不承不承追認することになる。

二 仙十郎・定一と維新（明治）政府

さて、つづいて本章では、仙十郎が江戸幕府に代わつて新たに成立した近代天皇制国家とどう係わつたのかという問題を検討したい。仙十郎が、維新後、成立したばかりの新政府をどのように評価したのかについては実のところよく判らない。彼の維新政府に対する姿勢を具体的に窺わせるに足る良質の史料が見い出せないからである。⁽²⁸⁾ただ、仙十郎が明治元（一八六八）年三月に出された「五箇条の御誓文」に度々共感を表明していること、歴代天皇の事蹟をまとめた記録類や口伝書の写しが杉田家に残されているこ⁽²⁹⁾

と等から判断すると、この間の仙十郎は、維新政府の成立を歓迎し、同政府に期待を寄せたものと思われる。

（一）「天運」としての明治維新

仙十郎が維新の変革を肯定したらしいことは皮肉なことに、彼が県庁（明治政府）への批判を初めて表明する明治五（一八七二）年の時点で明らかとなる。仙十郎は、廃藩置県後の同年一月に書いた足羽県庁宛の上書（下書き）⁽³⁰⁾の冒頭部に左のように記した。

寒暑往来シ四時循環シテ品類化生ス、天運一変シテ百度維新ニ、在廷ノ諸君、苦心焦情シテ民ヲシテ文明正大ノ化ニ至ラシメント要ス、既ニ中古ハ封建以テ宇内ヲ大成シ給ヒシニ、徳川氏末ニ至テ弊風相接シ、海内ノ黎首（＝多くの民）其方向ヲ失ントスルニ至ル、今ヤ郡県ヲモテ皇国ヲ維持シ給フ、殊ニ万機公論ニ決シ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂ナク、各其志ヲ遂シメ、人心ヲシテ倦サラシメ給フ、故ニ蒼生靡然トシテ聖朝愛撫ノ盛旨ヲ戴キ、維新ノ隆治ニ帰向可仕候、
ここには、封建制から郡県制（すなわち幕藩体制から近代天皇制）への移行を「天運」として積極的に認め評価した

仙十郎の考え方の根幹的な部分が示されている。仙十郎が維新の到来を「天運」と捉えたのは、彼の長年の経験に裏づけされた信念によつていた。それは、「水動カザレハ腐敗ヲ来シ、人動カザレハ衰弱ヲ醸ス、政事変セザレハ弊害ヲ生シ、学問変セザレハ發明進マス、用悪水理堤防道路等閑慣慣引直サヌ時ハ人家衰微滅亡ニ及フ、宗教変セザレハ、漸ク衰發ニ帰ス」というものであった。自然も人も移り変わつていくことで腐敗や墮落を防ぎ、成長発展を遂げることが可能になるという素朴な思いは、仙十郎をして維新の変革を全面的に肯定させたのである。そして、これは、彼の農村指導者としての日々の営みから紡ぎだされた偽らざる心境でもあった。

仙十郎が折りにふれ繰り返し息子に説いた、いわば御題目のような言葉⁽³³⁾に「四季地水火風五味五色草木之成長替ル事ナキハ天地之造化之徳、其徳ヲ知リ人之誠を以テ世界安穩ニ治ルハ当然候、名実不相当之類月ニ百度之變格有之筈」がある。彼は、四季の変化と政治状況等の変化を重ね合わせて理解し、維新の到来を是認したのである。それが仙十郎のいう「天運」であった。そして、こうした天地万物（自然）に対する絶対的な信頼感および「天運」観から、

彼の天皇擁護の考え方が導き出される。すなわち、天地万物（自然）の法則に従うことを無条件に是認した仙十郎は、天地万物の造化の根源に天皇を位置づけることで、天皇の存在（ただし天皇制ではない）を素直に受け容れたのである。しかも、その天皇は、政府高官（木戸孝允）の認識でも、「元来天皇陛下之思食は、決而人民之進歩を被為厭候儀は無之事は申までも無御座候⁽³⁴⁾」「叡慮遠大にして生民を其堵に安保し、富強を興し文明を隆むるを以て目的とす⁽³⁵⁾」とされた人物であった。仙十郎は、明治天皇の存在（意向）と、自分たちの今後の発展を、期待をもつて重ね合わせる事が出来たのである。

（2）維新の理念と仙十郎

それはさておき、ここに改めて指摘しておきたいのは、先程の上書中に、仙十郎が徳川の「封建」政治を「有名無実ノ弊」と「政令多岐ノ憂」に満ちたものと批判し、その一方で近代天皇制国家の登場を「万機公論」にもとづいて物事を決定する新たな体制の到来と歓迎していることである。「万機公論」とは、天下の政治（政治上の多くの大切な事柄）は、公論（世間一般の議論）によつて決定されるべき

だとする考え方であった。そして、これは、幕末の政治過程で物事を解決する際、最も重視される理念となった。現に、「公議世論」に背く形で実行に移された、幕府勢力による第二次征長戦は結局敗北に追いこまれた。

仙十郎は、このような史実を踏まえたくて、維新の理念が凝縮された言葉として、「万機公論」や「公議世論」という言葉を持ち出し、その実現（達成）を中央政府が派遣した地方官に迫ったのである。

いずれにせよ、仙十郎にとつては、「公議世論」を尊重する政治体制（近代天皇制）の成立は、「造化」の自然な流れの結果であった。明治一八（一八八五）年から二〇年頃（なかでも明治二〇年頃）に息子の定一に宛てて出されたと思われる彼の書簡中⁽³⁶⁾には、次のような言葉が見られる。「天人ヲ存詰候時ハ、人ハ三才ノ一ナレハ万事造化ヲ賛クルヲ以テ職トス、故ニ造化ヲ賛クルモノヲ義トシ仁トシ、造化ヲ害スルモノヲ残トシ賊トス」。「公議世論」を尊重するという「五箇条の御誓文」以来の天皇の一連の聖諭は、⁽³⁷⁾「造化ヲ賛クルモノ」と受けとめられ、仙十郎に強い共感をもって迎えられたのである。

(3) 旧勢力の特権廃止要求

ついで、これから、仙十郎父子が明治維新を肯定したその他の理由を探ることにしたい。仙十郎父子が明治維新をより積極的に是認し支持した理由としては、農民にのみ税負担を強いた江戸期的なあり方が改善されるとの期待を有したことが挙げられる。

周知のように、江戸期は農民への負担が過重（年貢偏重）の社会であった。こうした在り方が維新の変革によって覆されることを仙十郎らは期待したのである。このことは、先程挙げた上書中に、「至仁一視ノ王化ニ浴セシメ給フ」云々とあること一つとつてもいえた。そして、このような思いは、華族（旧大名・公家）や武士（士族）層ら、旧社会にあつて特権の上に胡坐をかいていた座食の徒を弾劾する主張ともつながった。

仙十郎の特権層への批判は、廃藩置県後の明治五年に入ると一気に爆発する。彼は、従来支配される側にあつたため、為政者側に充分届かなかつた自分たちの立場や意見を伝え、現実の政策に反映させるべく、先程の足羽県庁宛の上書中に左のように記した。

方今廢藩置県ノ御時代ニアリテ旧祿ヲ賜リ坐食スルモ

ノアリ、又蠹食遊民亦不少、是ヲ詳細ニ検査シテ勤王
遵政ノ実地ニ就シメ、各国市在ノ産出ノ金穀歳入歳出
ノ員数ヲ記載シテ勤惰ヲ勸懲シ給ヒ、普ク海内ニ御宣
布被為有之候得者、未タ叡旨ヲシラスシテ遊逸安惰ナ
ルモノ自然悔悟シテ戸位素餐ノモノナク、産物繁殖シ、
皇道更張ノ裨補ヲナシ、中心悦服シテ、必ス朝旨ヲ体
認シ奉ルヘク候、

ここから明らかなのは、仙十郎が廃藩置県後の状況に不
満を抱いていたことである。つまり廃藩置県時までは、四
民平等の世が訪れると期待していたが故に、あえて押し
黙っていた（と思われる）仙十郎が、たまりかねて華族や
旧士族の特権の剝奪を暗に求めたのが、この文面であった
といえる。彼は、この明治五年の時点で、自ら汗水たらし
て働くことなく、旧禄を食んで暮らしている士族ら「坐食
スル」「遊民」階級の存在を依然として許している新政府
に対し、苛立ちを表明したのである。

そして、こうした思いの延長線上に、徳川幕藩体制下、
支配の一翼をになつた仏教勢力への批判も生まれる。「此
両太刀ハ戸位素餐、貪慾薄情ノ坊主ノ銘劔、此坊主等ノ力
ヲカリテ徳川三百年相続ス、人民ハ地獄ヘ行本ノ根元ナ

リ」というのが、仙十郎の発した言葉の一つであった。⁽³⁸⁾
なお定一は、明治六・七年頃に書き記した（ただし草稿類）の
「草莽小言」や「時敵匡正策十条稿」等において、華士族の
特権廃止と徴兵制を支持する考えを表明したが、これは、
このような仙十郎の主張を受け継ぐものであった。

（4）急進（開化）政策の批判

以上、仙十郎が明治維新そのものは肯定しながらも、明
治五年の時点に至つて、新政のあり方を批判するようにな
つたことを指摘した。⁽⁴⁰⁾それは、換言すれば、彼が維新の
理念を実現しえない政府に対して、一気に批判する側にま
わつたということである。その結果、先程の上書に先立つ
ことおよそ三カ月前にあたる明治五年八月二日付で記され
た足羽県庁宛の上書（下書き）⁽⁴¹⁾でもつて、県当局者に対し
自分の抱いた疑問点をぶつけ、回答を求めることになつた。

彼は、「方今県下ノ形勢、愚意ニ解領致シ難事件有之」と
記したうえで、まず「五箇条の御誓文」を取りあげる。そ
して、「是（＝五箇条の御誓文）ヲモテ、風俗淳厚ニ文明開
化ノ域ニ至リ、僻里寒村ノ賤民迄、無為腹鼓ノ快拳ヲ受テ
コソ、全ク天恩ノ御洪澤ト可奉感拝候」と、誓文の主旨に

全面的な同意を表明する。ついで、話題を足羽県下の情勢に転じる。

今ヤ県下ノ状態、演劇音曲ヲ漫ニ許シ、妓婦酌亭ヲ増殖シ、民ニ懈墮ヲ教エ、且ツ妓ハ所謂隠売女ノコトク只欺誑ヲ締トス、空午表餐ヲ職トシテ唯放肆奢侈ヲ極ム、因茲質朴ナル者モ亦彼ノ窟穴ニ感溺セラレ、終ニ彝論ノ道（＝人の常に守るべき道）ヲ忘レ破家凶身ニ至ラシム、又他ノ龜鑑トナルヘキ人モ動レハ自ラ游亭ニ泥ミ、耽酒姪妣ニシテ芸娼妓ヲ畜妾トシテ又愧ル色ナク、是御揭示ノ御旨趣ニ更ニ似タル処ナク（下略）

こう記した仙十郎は、さらに、なんら有効な手立てを講じない県当局に対し、批判の矢を放った。「県庁ヨリ更ニ御処分モナク、豈御失策ニ非スヤ、嗚呼痛哭セスンハアルヘカラス」。ここには、明治五年当時の仙十郎の思いが詰まっているとみてよからう。彼は、上下おしなべて、「文明開化」の掛け声のもと、ただ軽佻浮薄に墮しただけの狂騷な状況に絶望していたのである。それは、「真の開化」をめざすという「維新の精神」をとかく忘れがちな状況に対する警鐘でもあった。それ故、彼は、このあと次のように綴ったのである。「是蒼生御撫恤ノ叡慮ヲモテ、百官群

牧ト共ニ、神明ニ祈テ、捨約ヲ定メタマフ御政体トハ水火霄壤ノ逆違アリテ真ノ開化ニアラス、風俗壤乱トイフヘキ歟」。

仙十郎は、このように軽佻浮薄な福井県下の状況を批判したが、これは岩倉使節団派遣後の、いわゆる留守政府の下でなされつつあった開化政策に対するそれでもあった。前年（明治四年）、大使岩倉具視の一行が欧米に向けて旅立つと、国内に留まった政府指導者によって一斉に改革がなされる。それが日本の国情に応じた漸進的な改革であったなら問題にならなかったが、いかんせん急激すぎた。

そうした政策の一つに、明治六（一八七三）年七月の地租改正条例の公布がある。以後、政府が地租改正に着手すると、仙十郎は農民層にのみ相変わらず旧幕時と同様、もしくはそれ以上の負担を求めようとする政府の方策と鋭く対立するようになっていく。そして息子の定一と共に地租軽減運動の先頭に立つことになる。

もともと、皮肉なことに、こうした仙十郎の批判は、岩倉遣外使節団に参加した政府高官の同情を獲得しうるものであった。例えば、その内の一人である大久保利通などは、帰国後の明治六年一〇月の時点で次のような感想を洩らし

(42) た。「維新以来、新令多く下り、旧法全く変する者不尠して、全国の人心未だ安堵に至らず、常に疑懼を懐き、一令下れば俄に能其旨趣を了解するあたはず、殆ど路傍に方向を失するの勢いあり」。

同じく遣外使節団に副使の一人として参加した木戸孝允も、その翌月(二月)、日記の二二日の条に、「欧米の美麗なる体裁を外面而已模似するとも、人民之智慧懸隔し、今日の形情と離絶して實際に不適ときは却て人民の不幸、国の損害も生し」云々と綴った。(43) そして、三年後の明治九(一八七六)年二月二日の条には、「地租改正に至りては人民の苦情不少、改正も亦急俄にして公正を失ふものあり」と記した。(44) 本物の西歐文明が脳裏に焼き付いた状態で帰国した彼らの眼には、留守政府の政策は国民の実態と著しくかけ離れた急進的なものと映ったのである。

大久保や木戸ほどの大物ではなくても、受け止め方は同様であった。岩倉使節団に参加したあと福島県令を勤めていた安場保和は、勇を鼓して、右大臣の岩倉具視に対し、明治七(一八七四)年一月二〇日付の書簡(45)でもって自分の意を伝えた。それは、旧態依然たる「束縛専断の政府」では「衆心を服せしむる」のが無理なこと、「必各地の情願を

大観し、公議衆論を挙げ採らねばならないことを進言するものであった。仙十郎の憤懣は妥当なものだったのである。事実、各地で民衆蜂起が続発すると、明治六年政変後に成立した大久保政権は、「地租や民費や農に厚くして常に民力に堪へざるにあるなり」と認め、(46) 明治一〇(一八七七)年正月四日、詔勅の力を借りて地租を軽減する(地租を地価の一〇〇分の三から二分五厘に減額する)。

(5) 地租軽減運動の指導

先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦賀県)が越前七郡の地租改正事業に取りかかるのは、明治七年五月のことであった。すなわち、この月に公布された「郡村取調規則」により翌八年九月から改正事業が実施に移される。そして、仙十郎が明治一一(一八七八)年から七郡における地租軽減(改正反対)運動を指導することになるが、実はこの間の彼の動きは不明である。

ただ、明治九年から翌一〇年時点での仙十郎の思いを伝える書簡が残されている。いずれも息子に宛てて出されたものである。当時定一は、明治八年五月に二五歳で上京したあと新聞記者として活動し、新聞紙上の筆禍事件に遭遇

して翌年の三月から九月にかけて投獄の憂き目にあつて
いた。そして出獄後、鹿児島に挙兵の動きがあるのを見て、
第二の維新を実行しようとして立ち上がり、そのための活
動に従事している時であつた。⁽⁴⁷⁾

こうした最中であつた定一に対し、仙十郎は明治九年九
月二日付の書簡⁽⁴⁸⁾でもつて自分の考えを伝える。その最大
の目的は、いまだ出獄したかどうか定かではない息子に、
今後の活動自粛を求めることであつた。すなわち、「方今
ハ文明開化ヲ鳴シ居候ヘ共、其実際ハ依然追従輕薄ノミ、
此時ニ当、公論讜議（＝正論）ハ無功ノミナラス却テ其身
ヲ災スト被存候間、何分時機之至迄ヲ待シ、一身ヲ保シ窮
達ヲ天命ニ一任スルニ足ルモノナリト、予ガ婆心ヲ迷送度
者也」と書き送つたのである。

ついで翌一〇月二〇日付の書簡⁽⁴⁹⁾でもつて、再度息子に自
重を求めた。が、これら明治九年の書簡には、図らずも仙
十郎の当時の思いが滲みでることになった。それは、政府
の農民層抑圧（地租増徴）と結びついた開化政策への痛烈
な批判と、息子の定一が深く係わつていた国士（愛國）精
神にもとづく自由民権活動の正当性は認であつた。仙十
郎は、息子宛の書面に次のように記したのである。

明治六年六月十七日公布ニ日ク、歳入惣計四千八百七
十三万六千八百八拾三円廿八錢三厘、内田租四千弍拾
六万五百八拾八円六拾錢、……田租外委皆諸税、右ハ
公布ニ而承知致居候、然ハ農ハ皇國第一之重宝、國體維
持之基礎ナルヲ、是ヲ抑圧シ是ヲ束縛スルノ旧習未タ
不脱、空ノ手素餐之徒ハ依然旧祿ヲ喰、偶文化開明ヲ
鳴シ、官途ニ進ムモノモ、其議論公平ニ似テ到底名ヲ
銜ヒ利ヲ貪ルノ術策ノミ、真ニ民權ヲ拡充、実ニ愛國
之赤心アルモノ曾テナシ、之ニ由テ是ヲ思フニ、自今
正議讜論ヲモテ如何ニ白討論ニ尽力ストモ、言路壅蔽
ノミナラス、律令ニ抵触シテ（ただ罰せられるだけだ。
だから）呉々熟考アリテ犯則ニナラス様御注意是禱候、
同様の認識は、翌明治一〇年の八月一八日付で出された
定一宛の書簡⁽⁵⁰⁾でも見られる。

方今皇國ノ景況ヲ熟察スルニ、文明開化ハ流言ナレト
モ官ニ压制ナシトイフヘカラス、華士族等共ニ愚ニシ
テ門閥廢シタリトイフヘカラス、斯ル日本ノ弊風、ヲ一
朝ニ矯正スルハ不容易ノ事件ナリ、ソノユヘンハ県庁
ヲ始メ区戸長ニ至ルマテ租税金ヲ賦課スルヲ専務トシ
テ、無識ノ民ニ毫モ教ルコトナク、殊ニ（明治九年八

月)石川ニ合県ニナリシヨリ民弥増ニ愚ニ陥リタルナリ、誠ニ遺憾ニ堪サルナリ、○当県下士族杯ハ極意情ニシテ、今般西陲ノ争乱(≡西南戦争)ニヨリテ封建ニモナラフヤト陰ニ楽ミ居ル位ノ為体、実ニ沙汰之限リ也、

こう門閥層(華士族)への批判を露にした仙十郎は、続けて福井県下の在り様を次のように批判し嘆いたのである。「産ヲ以テ生活ヲ為ル事ヲセスシテ、因循然トシテ妓子娼家并ニ演劇ヲフヤシテ愚民ヲタマス、当地方中ノ弊風盛ニナリ(下略)」。そして最後に、彼は、「愚オモヘラク、弊風ヲ攘除シ皇威ヲ恢復セシムル策ハ他ナシ、五個ノ御誓文及ヒ勅詔ヲ億兆ニ貫徹シ体認セシムルニアリ」と結んだ。仙十郎の思いは、一貫して保持されていたと見てよからう。

その後、この年の九月に西南戦争が終結すると、仙十郎は、翌明治一一年から南越七郡における地租軽減運動を指導していくことになる。そして、これには、同年の一〇月、郷里に帰ってきた定一が協力した。その結果、明治一二(一八七九)年の一二月、政府に越前七郡における地租改正の再調査を命じる指令を出させることに成功する⁽⁵¹⁾。これは、「全国でも稀有な、また当運動にとつては最大の成果を手

中におさめ⁽⁵²⁾」たと高く評価される。

ところで、杉田父子に大勝利をもたらした地租軽減運動の特色として見落としてならないのは次の二点である。第一点は、「焼打や打ちこわしなどの過激な手段をとらずに、あえて請願や言論により、粘り強いかつ強じんな闘争を展開した⁽⁵³⁾」結果えられた成果であつたことである。第二点は、宮城公子が指摘したように⁽⁵⁴⁾、仙十郎父子が農民的土地所有を認め土地所有者を担税者とした地租改正の理念そのものは肯定していたことである。すなわち彼らは、あくまで適正な地価の確定(つまり地租の軽減)を求めたのである。

以上の二つの特色は、農民も四民の一つとして維新(明治)政府を支えることに、やぶさかではなかつた仙十郎本来の考え方と冷静な判断によつたといえよう。そして、彼ら父子の運動が大成功を収めた最も根本的な要因も、この点にあつたと見ることが出来る。

(6) 杉田家の財政状況悪化

このように、明治初年代から一〇年代初めにかけて、明治政府の政策を批判した仙十郎は、明治一二年五月に石川県議会が開会されると県会議員に選出される。だが、まも

なく病氣と老衰を理由にそれを辞退する⁽⁵⁵⁾。そして以後は、息子の政治活動を全面的に支える役割を担っていく。もともと、そうした選択は、危機的な状況にあった杉田家の財政を、より一層破綻へと向かわせることになった。

杉田家の財政状況は、史料面から見ると、明治一〇年代に入ってから、とくに著しく悪化する。これを受けて、明治一六（一八八三）年二月には、仙十郎から親戚ら四名に対して家政改革への協力要請がなされる⁽⁵⁶⁾。こうした事態に至ったのには、次のような事情が大きく関わった。以下、箇条書きにする。

⑦ 定一の政治活動支援に伴う出費

まず第一の要因として挙げねばならないのは、息子の政治活動を支援したことに伴う出費であった。仙十郎が、一若き日の教育に多額の出費をしたことはいうまでもない。が、政治活動に伴う出費は到底その比ではなかった。はるかに巨額にのぼったのである。

そして、これには、越前地方における地租軽減および民権運動が、杉田家の財政支援に全面的に依存したことが大きく与った。しかも、周りがそれを当り前としたことによって、杉田家が払う犠牲も甚だしくなった。その結果、

「願書（＝国会開設請願）差出スニ付、資費幾許相嵩ムトモ、社中へ醸金等ハ一切乞ハス、杉田氏務メテ自弁ノ事⁽⁵⁷⁾」を当然視する雰囲気の中で、運動は展開されていくことになる。また、越前における自由民権運動の歴史を振り返る際、大きな意味をもった自郷社（明治一二年八月に杉田家内に設立された民権政社）の運営も、北陸自由新聞（明治一五年一月に結成された南越自由党の機関紙。定一が社長を勤めた）の創刊と運営も、同家の金力によった。そのため、当初から杉田家の金が湯水のように使われ、同家を財政面で追い詰めることになる。

こうした状況にさらに追い撃ちをかけることになったのが、自由党の体質であった。同党は、地方に遊説のため弁士を派遣するに際しては、その費用の一切合切を、杉田家などの素封家の手にゆだねた⁽⁵⁸⁾。また、党財政がゆきづまると、杉田家などに義捐金の提供を求めた。したがって、この方面への金銭支出も同家窮乏の一因となった。

そして、問題をより深刻にしたのが定一の政党論であった。彼は、いみじくも、明治二〇年滞欧中に稿を起した『国是策』の中で、次のように言い放った⁽⁵⁹⁾。「政党タルモノハ、幾分カ資産アル者ヲ以テ成立スルニ非ザレバ、利害一

身ニ適切ナラザルヨリ空論ニ走ル弊アラン。……既往ハ時勢ノ沿習已ムヲ得ズト雖トモ、向來ハ資産アルモノヲ以テ政党ヲ組織スル様致シ度キ者ナリ」。

さらに加筆すると、このような考えは、定一の後半生を通じて、ほぼ一貫して保たれたといつてよい。『国是策』が草されてから数年を経過した明治二三（一八九〇）年の一月下旬、定一は、板垣退助宛の書簡（下書き⁶⁰）の中で、「各地御漫遊ニ相成候節ハ、可成其地方名望財産家ニ而実力ヲ有シ、其地方ヲ左右スルニ足ル者ヲ御採用相成、他無責任ノ者ハ可成御省キ相成方、将来ノ為宜敷カラン」と提案しているからである。すなわち彼は、「地方の名望家・財産家を対象に運動を促進すること」⁶¹を板垣に勧めたのである。

ついで彼は、はるか後年、大正元（一九二二）年末の時点で内閣論を展開したが⁶²、それは、「全然異分子を排斥して、同一の主義・政見を持つて居る者のみを以て之（＝内閣）を組織することが最も肝要」だとする考えを主張したものであった。同じく、大正八（一九一九）年の初頭に記された定一の『政界革新私見⁶³』でも、「憲政の発達は、一に政党の発達に俟たざるべから」⁶⁴とすること、「政党は、主義、主張

を有し、これを現実に施すべ」きことが繰り返された。

こうした一連の政党論・内閣論から明らかになるのは、定一が政党・内閣とは主義・主張を同じくする者の集まりであり、そのためには私益に惑わされることの無い財産家によって構成されるべきだと強く考えていたということである。換言すれば、資産の乏しい者には信を置けないというのが彼の信念であった。

確かに、政治活動には多額の金を必要とし、好むと好まざるとにかかわらず、集金能力が求められた。その結果、腐敗や墮落が生じる。あるいは、当選するために、国益ではなく地域的利益を優先する者が続出する。このような状況を前にして、唱えられたのが定一の政党論であった。そして、これは、むろん、越前一の資産家といわれた杉田家の出身者だからこそ主張できた論であった⁶⁴。

①松方デフレと水害・旱害の発生

なお、その他の理由として重視すべきものに松方デフレの影響がある。松方デフレとは、明治一四年政変後、大蔵卿に就任した松方正義が強行した政策で景気が大きく後退した事態を指す。松方が、西南戦争後のインフレ状況と財政難を克服するために、極端な緊縮財政を実行に移し、紙

幣の整理を推し進めた結果、景気は急激に悪化する。この影響を杉田家はもろに受けたのである。さらに同家にとつてダメージとなったのが、明治一八（一八八五）年の水害と翌一九年の旱害の発生であった。

その他、杉田家を財政窮乏に追いやつた特殊な事情としては、仙十郎の病気による治療費の支出問題がある。仙十郎が発病したのは、既述したように明治一六年一月のことであつたが、杉田家は以後、彼の治療費に充てるため、山林や建物・土蔵、あるいは蔵書や諸道具の売却を急ぐとともに、多額の借金を重ねていくことになる。

三 定一に継承されたもの

(一) 国士的側面の継承

さて、つづいて本章では、その仙十郎から息子の定一に継承され、発展的に昇華されたものは何かという問題を検討することにした。仙十郎は、折にふれ、定一に対し人生の目的を問い、彼の将来進むべき方向を確認し続けた。彼は息子に対して、その若き日から、「日本之厚恩ヲ存誥、天恩ヲ奉報志之目的有之事候ハハ、其儀并其余共志次第ヲ巨細ニ書認承度候」⁽⁶⁵⁾「一身之目途如何相立候哉、此書着次

第、明細御報知被下度」⁽⁶⁶⁾と求めた。

第一章で指摘したように、仙十郎の息子に対する希望は、あくまで自分のあとを継ぎ、郷里にあつて農村指導者として生きることにあつた。だが、その一方で、彼自身の中に、国家的利害を個人的もしくは地域的利害より優先する傾向がまみ見られたのも事実であつた。いや、正確に書くと、地域的利害と国家的利害をもに重視したといふべきであろう。こうした仙十郎の国士的側面が、皮肉な事に彼の思いとは裏腹に定一にもろに伝わり、定一をして国事行為に走らせることになつた。この国士的側面の継承が、仙十郎から定一に受け継がれたまづ第一のものである。そして、仙十郎が明治維新の理念として公議原理に強くこだわつたことが、彼をして自由民権運動を肯定させ、結果的に、しぶしながらも息子の政治活動を容認し、それを支援することにつながつた。

ただ仙十郎と定一両者の大きな違いは、父の仙十郎には体制打倒の志向が無かつたのに対し、息子の定一には、たとえ一時的にせよ、それが濃厚に漂つたことである。そして、これには、定一が若き日に実際に目の前で旧体制が崩壊したのを見届けたことが、密接に関係したものと思われ

る。

杉田定一は、若き日から国士(志士的)気分が濃厚な人物であった。彼が越前福井藩の英雄であった橋本左内を崇拜していたらしいことは、妻鈴の定一宛の書簡⁽⁶⁷⁾からも判明する。また同様に吉田松陰や藤田東湖あるいは大塩平八郎をも敬愛したらしいことが、杉田家の蔵書目録⁽⁶⁸⁾から窺われる。そういう点で、杉田定一は、「古英雄豪傑ノ人ト(このあと一字分不明。ナカ)リヲ慕フ」と評されたように、英雄志向の強い(英雄たらんとした)人物であった。そのため、父の希望とは裏腹に故郷を飛びだし、国士として生きることを願った。現に、このあと自由民権(国会開設)運動に身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。

ところで、父から受け継いだ定一の国士としての自意識が鮮明に判る材料として、彼が若き日に獄中にあつて述懐した気概あふるる漢詩⁽⁷⁰⁾がある。「吾生、元是農家児、……近來碧眼太強梁侵……眼中既無黃人種、……好掃蕩之、耀國光、却思欲征敵國、固内國欲盛国力養民力、……唯有一片愛國志……」。

この漢詩には、農家(ただし豪農)を出自とする若者の国士としての自負心が横溢している。そして、この国士と

しての自負心のうえに、父と同様の強烈な士族批判の言葉が発せられた。しかも定一の場合は、士族の特権が眼前で廃止されるに至った明治期以降に青年期を過した事もあって、それはより強烈なものとなった。

このことは、明治九年一月三日付で仙十郎に宛てて出された定一書簡⁽⁷¹⁾が雄弁に語っている。本書間はその日付からも明らかのように、当時出版(新聞)活動に従事していた定一が新しい年を迎えるにあたって、郷里の父に近況報告を兼ねて、自分の決意を伝えたものである。この書簡で、定一は当時頻発していた農民騷擾(それは地租改正等に反対するものであった)を、蜂起そのものは望ましいことではないとしながらも、「政府ノ不都合」によって発生したと見なした。

つまり、蜂起の責任は農民側ではなく政府側にあるとしたのである。そのうえで、「日本国ハ農ヲ以テ立ツト云トモ過言ニアラズ」と宣言する。これは、「方今上ハ天子ノ(ヲカ)養フモ、下ハ官吏華族ヲ糊口サセルモ、政府ノ百般ノ用ヲ足スモ、四分ノ三八農ノ税也」「人民ノ政府ヘ対シテ威光アル者ハ、租税(を)出スヲ以テナリ」と彼が見なしていたからである。そして、こうした観点から、農民が

「茲ヲ以テ民国会等ヲ起シ、政治ニ参預シ、何程イバツ
(テ脱カ)モ宜シキナリ」との考えが導きだされる。

このような考え方に立つ以上、定一が父と同様に痛烈な
士族批判の気持ちを有するに至ったのは至極当然のこと
であった(「我国ノ士族杯ハ、実ニ情弱卑劣ニシテ、国ノ(ヲカ)
喰潰シ居候等ハ此等ノ者ノ事ナリ」。こう士族を批判した定
一は、今度は父の仙十郎に次のような依頼をする。それは、
政府の苛斂誅求が「如何ナル処ニ在ツテ、人民ノ堪ヘザル
処ハ何等ノ点ニ存シ、且ツ旧幕府ノ時ヨリハ税ハ何程重キ
ヤ、又タ農民ニ於テハドノクライ税ヲ取(このあと一・二字
分不明)因テ活計ノ立ツ者歟、其辺ノ処口」が「相分ラ」な
い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依
頼であった。

まことに率直な要望であったが、自身の弱点を十分に認
めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、
仙十郎の助力(すなわち農家に関する具体的な情報提示)
を求めたのである。そして、さらに、福井県下にあつて
「国家ノ事ヲ他人ノ事ノ様に思ヒ、自棄自暴、自由權利ノ
貴ブヘキヲ知ラズ、卑屈極マル」状態にある「頑民供(＝
共)ヲ説諭奮励セシメ度」とも依頼した。

ここには、仙十郎・定一父子それぞれの役割が、見事な
ほど浮きでているといつてよからう。中央にあつて言論活
動(のち政治活動)を通じて自己の主張を実現しようとす
る定一と、郷里波寄にあつて息子を支えようとする仙十郎
父子の役割分担であつた。そして父の仙十郎は、「其許
(＝定一)幼少ヨリ濟世報国ノ志氣アリテ四方ニ周流奔走
シ、一身ノ利害ヲ不顧、国家ノ大権ヲ恢復シ、同胞ノ塗炭
ヲ救ント欲スル素意ナルヲ監知シ、頗ル安心致セシナリ」
と、息子を評価した⁽²⁾。これは、兩人がともに国士(志士)
的な人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあつた
からこそなした評価であつた。

(2) 父に及ぼした定一の影響

なお、今度は反対に、息子の定一が父に及ぼした影響に
ついてごく簡単に見ておきたい。その最たるものは、なん
といつても定一が渡欧等の経験や読書によって得た西欧に
関する知識の伝授である。定一は若き日から西欧の歴史
を好んで学んだ。なかでも彼が熱心に読んだのは、フラン
ス革命やアメリカ独立戦争に関する著作であつた。その結
果、フランス革命やアメリカ独立戦争と戊辰戦争を対置す

る視座が築かれる。それは、人民の自由は自らの手で勝ち取らねばならないこと、明治維新は桜田門外の変や長州戦争などで多くの血が流された結果できたこと等を確認するものであった。

そして、このような視座の確立のうえに、定一が同志と共に創刊した「采風新聞」の第五二号（明治九年二月九日）に、「欧米各国ノ文明」が「彈丸雨飛流血淋漓ノ間」に獲得されたもので、「決シテ袖手座論」によって得られたものではないことが力説される。⁽⁷⁵⁾ また、明治一三年二月に起稿された、彼の代表作である『経世新論』⁽⁷⁶⁾ 中に、「夫れ戊辰の革命は、徒手空論を以て成りし耶。……数回の殺伐戦闘を経しに非ずや」と記される。

こうした歴史観（明治維新観を含む）が当然のことながら父にも影響を及ぼし、定一の活動支援にもつながったのである。また仙十郎は、真宗王国の越前にあってキリスト教にも理解を示したが、これもむろん定一からの情報提示を受けてのものであろう。

おわりに

以上、長々と見てきたように、仙十郎は杉田家の全財産

を注ぎ込んで息子の活動を支援した。彼は、文字どおり、波寄にあつて、トータルな意味で定一が国士としての人生を歩むうえで大きな影響を及ぼし、かつ全面的な協力を惜しまなかったのである。そして、明治二六（二八九三）年の一月に、七〇数年におよんだ生涯を閉じた。そして、ここに至るまで、仙十郎は杉田家の全財産を定一に注ぎ込み顧みることは無かった。また、定一もそれを恥じることは無かった。⁽⁷⁶⁾

最後に、仙十郎の死が杉田家におよぼした影響についてごく簡単に触れて、本稿を終えることにしたい。仙十郎の死後、杉田家は内紛の時期に入る。彼の死によって重しがはずれた結果、仙十郎の次男であった謙彬（仙十郎の後妻タケとの間にできた次男。定一の異母弟にあたった）による財産分与を求める直接行動が起こされ、杉田家が未曾有の混乱状態に陥ることになる。そして最終的には、明治二七（二八九四）年三月三一日に、定一によって謙彬刺傷事件が惹起される（その結果、定一は第三回の衆議院議員選挙に出馬が出来なくなり、重大な政治生命の危機を迎えた。⁽⁷⁷⁾）。

他方、仙十郎の死は、父親が築いた信用（強固な支持基盤）のうえに政治活動を展開してきた定一に、政治家とし

て新たな選択を迫ることになった。父の庇護の下、最後の国士として生きてきた定一に、彼が好まなかった地方的利害の問題に、いや応なしに向き合うことを以前より強く求めることになったのである。

定一は、大正期に入り、政界を事実上引退していた（明治四四年に貴族院議員となっていた）時点で、憲法政治の基礎は選挙にあること、選挙民は国士（地方利害のためでなく、国のために働く人物）を選ばねばならないことを、折に触れ政治的遺言という形で発した⁽⁷⁷⁾。が、本来このような考え方の持ち主であった彼も、仙十郎の死後、それまでよりも格段に地方的利益の実現を政策として掲げることを求められるようになる。例えば、明治二七年に予定された第三回の総選挙を前に、定一の地元である三国町は、「鉄道問題、米穀取引所問題といった具体的な地方利害を選挙の問題として取り上げた⁽⁷⁸⁾」。

これに対し定一は、相変わらず地方（地域）的利害にあまり関心を寄せなかつたらしい。そのため、彼の支援者であった五十嵐千代三郎から、明治二七年一月一日付の書簡でもって、次のように指摘されるに至る。それは、「（反杉田派の定一に対する非難が）貴君ハ三大河川国庫支弁等ノ地

方問題ニハ御尽力モ無之」点があると告知するものであった⁽⁷⁹⁾。

坂野潤治・伊藤隆の両氏によると、「地域の利害の選挙への登場が、……この選挙において始めて現われ、自由民権以来の杉田の確固たる地盤を大きくゆるが」すことになったという。もつとも、「この時点においては、政党にとつてこのような地方利害の登場は地盤の攪乱要因でこそあれ、後年、星（亨）、原（敬）等によって行われた地方的利益の撒布による党勢拡張という方式とは全く異質の事態であった⁽⁸⁰⁾」。

その点で、まだ定一にも救いがあったが、しかし彼は、このあと、心ならずも地方的利害のために動くことが多くなる。その集大成が、明治四二（一九〇九）年の三国鉄道施設の完成と、翌明治四三年の九頭竜川河川改修工事の完成であった。父仙十郎の死後、定一は新たな政治状況の到来下、かつてのように自由闊達な国士として生きることが、もはや出来なかつたのである。

（依頼原稿）

（一） そうした中、例外的な論考としては、清水唯一朗「隈板内閣における猟官の実相―党人、官僚、利権―」（『日

- 本歴史』第六七四号、二〇〇四年)がある。
- (2) 同じく例外的な論考として、宮城公子「日本近代化と豪農思想―杉田仙十郎・定一について―」(『日本史研究』第九五号、一九六八年)が挙げられる。
- (3) 同右、一九頁。
- (4) 定一自身、「理財が極く下手なために仕事伸びない」ことは十分に自覚していた(雑賀博愛『杉田鶴山翁』(鶴山会発行、一九二八年)三八七頁)。
- (5) この点に関しては、拙稿「ある豪農親子の近代―杉田仙十郎・定一夫婦の場合―」(『日本歴史』第七二二号、二〇〇八年)の五七頁以下を参照のこと。
- (6) 日本経済史研究所編『杉田定一関係文書目録』(大阪経済大学図書館発行、二〇〇七年)に記載されている史料の整理番号でいえば、三五―一三三および七―三〇―一七・一八に収録されている。以下、本稿の註に掲げる史料整理番号は、すべてこの目録のものに拠る。また「杉田定一関係文書」は「文書」と略す。
- (7) 同右。
- (8) 「改良論」(『文書』一〇―一―一)。
- (9) 白井哲哉「十八世紀村役人の行動と『中間』的意識」(平川新・谷山正道編『地域社会とリーダーたち』(吉川弘文館所収、二〇〇六年)二―四頁)。
- (10) 「文書」二五―八。四―一二七―三―一四。
- (11) 「文書」七―三〇―五。
- (12) 「文書」七―三〇―一八。
- (13) 明治五年一月に下書きされた仙十郎の上書(『文書』三三―一六九)中に見られる言葉。
- (14) 「文書」七〇―三〇―一九。
- (15) 仙十郎が往時を回顧して記した文章(『文書』三五―一三三)によって判明。
- (16) 宮城前掲論文、一四頁。
- (17) 民権活動家として鳴らした小久保喜七も、後年、「水戸の影響と云ふのは筑波山でやった事、男はああしなければならぬものと考へた。唯立派ぢやないかと云ふのです」と追懐している(憲政史編纂会旧蔵「小久保喜七氏談話速記」(広瀬順睦監修・編集『政治談話速記録』第四巻、ゆまに書房、一九九八年)二六頁)。
- (18) 「文書」二五―一八。
- (19) 雑賀前掲書、一〇八頁。
- (20) 「尾州は土民一向の徒、東本願寺焼失に付き徒党を組み、混雑の向きに相聞かれ申し候。会藩故に焼亡いたし候故凶敵と相唱え、是非通行致させざるとの説もこれあり候由に御座候」(元治元年九月八日付大久保利通宛西郷隆盛書簡(『西郷隆盛全集』一、大和書房、一九七六年)三八七頁)。
- (21) 定一が高い理想を抱くが故に孤独で超越していたことを人一倍気にかけていたのは、他ならぬ父の仙十郎であった。彼はかねがね息子に友人が少ないことを苦にしていたのであろう、明治一五(一八八二)年六月二日付で、岐阜で遭難した後の板垣退助に宛てた見舞状(『文

書「二三―二八」中に、「定一親友御示教」を依頼する文章を記したのである。

(22) 雑賀前掲書、六七頁。

(23) 嘉永四年、星巖は道雅を訪問して「訪道雅上人題房壁」なる詩を作っている（伊藤信『梁川星巖翁（附紅蘭女子）』一九二五年（象山社、一九八〇年復刻）五六九頁）。

(24) 雑賀前掲書、八七頁。

(25) 同右、五六―五七、八六頁。

(26) 同右、一三六―一五八頁。

(27) 「文書」三一―七三―三〇―九。

(28) 雑賀前掲書には、「今日の御時世は、昔と違つて天子様の直々御政治あらせられる、有難い大御代ぢや」との仙十郎の明治初年の発言が載っている（四六頁）。

(29) 「文書」七一―三〇―一五―一・一四。一〇―一五―七・一六他。

(30) 仙十郎の住む地域は、廃藩置県後めまぐるしい県名の変遷をとげた。まず廃藩置県後足羽県が置かれる。ついで明治六年一月に足羽県を合併する形で敦賀県が成立する。そして明治九年八月に敦賀県が廃止され、越前七郡は石川県に合併となった。その後、福井県が誕生するのは、明治一四年二月のことであった（『福井県史 通史 編5 近現代一』（福井県、一九九四年）四九頁以下参照）。

(31) 註(13)。なお、推敲の跡がより一層判るものが「文

書」一〇―七―五―一に収められている。ここでは後者の文章を採用した。

(32) 註(8)。

(33) 「文書」三五―一三三他。

(34) 明治八年七月（カ）井上馨宛木戸孝允書簡（『木戸孝允文書』六（日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九八六年）二〇九頁）。

(35) 明治六年七月「憲法制定の建言書」（『木戸孝允文書』八、同右、一二〇頁）。

(36) 九月一三日付定一宛仙十郎書簡（『文書』四―一二七―一三一―三）。

(37) 明治八年四月一四日の漸次立憲政体を立てるとの詔書と同一四年一〇月一二日に出された明治二三年に国会を開設する旨の詔書を指す。

(38) 「文書」三五―一三三。

(39) 池内啓「杉田定一研究ノート―血痕集とその前史―」（『福井大学教育学部紀要』第三部社会科学第一八号、一九六八年）四―七頁。

(40) なお、一見些細に思われるが、仙十郎をして県庁批判に向わせた一因に賞典廃止問題がある。仙十郎は、明治元年一二月に、長年にわたる水理堤防問題等への尽力に対し、「二代年二米三俵」を賜わることになった（『文書』二三―一九。一〇―一六）。さらに、明治三年閏一〇月には、それが一二俵に増やされる（『文書』一〇―一六）。ところが、廃藩置県後の明治四年一二月に、それを止め

られる〔文書〕一〇—一六〕。

このことを仙十郎は、自らの過去を振り返ってまとめた文章中に次のように記した。「仙十郎維新己来亦水理堤防等尽力出精之功ヲ賞トシテ下賜相成タル俵数ヲ、維新後ニ太政官御趣意ニ付該年ヨリ廢典ニ相成候事、遺憾ノ至存ス」〔文書〕七〇—一三〇—一九〕。

ごく常識的な見方に立てば、杉田家のような豪農にとつて、年一〇俵前後の下賜米が廃止されたことは大した問題でない。だが、新政府とのつながりが断ち切られたという点で仙十郎にとつては極めて大きな意味をもつたのである。

(41) 〔文書〕三三—一六九。

(42) 明治六年一〇月「征韓論に関する意見書」〔大久保利通文書〕五〔日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九八三年〕五五頁。

(43) 〔木戸孝允日記〕二〔同右、一九八五年〕四五四頁。

(44) 〔木戸孝允日記〕三〔同右、一九八五年〕四六二頁。

(45) 〔岩倉具視関係文書〕五〔同右、一九六九年〕四六七—四七一頁。

(46) 明治九年一二月二七日付で三条実美に宛てた大久保利通の建言書〔大久保利通文書〕七、同右、一九八三年、四三九頁。

(47) 明治一〇年三月、定一は同志三人と東京を出発し、水戸から荘内へと向つた〔雑賀前掲書、二一九—二三二頁〕。

(48) 註(18)。

(49) 同右。

(50) 〔文書〕二五—一七。

(51) 雑賀前掲書、三四三頁。

(52) 大槻弘「越前自由民権運動の研究」(法律文化社、一九八〇年)一八頁。

(53) 三上一夫「越前地租改正反対運動の歴史的系譜」(金沢経済大学経済開発研究所『研究年報』第二号、一九八二年)五三頁。

(54) 宮城前掲論文、二二頁。

(55) 〔県会議員辞退書〕〔文書〕三三—一三八〕。

(56) 明治一六年二月四日付久保庄太郎他宛仙十郎の依頼状〔文書〕一五—二一四〕。

(57) 越前藩の支藩であり本間領に属した武生の士族層が出した「国会開設願望人募集ノ口演」中の文章(大槻前掲書、五二頁)。

(58) 小久保喜七は、自由民権時を振り返って、次のように回想している。「地方の者が金を出し合つて(演説会の弁士として)東京の人々を頼んだ……旅費、実費、其外余計出したもので、実は其時分の東京の連中はそれで食つて居つたやうです、三度も地方へ出るとそれで一ヶ月位東京の弁士は飯が食へた、……地方で実費の数倍出す……自由党が党の方から遊説費を出して遊説員を派遣したと云ふことは旧自由党時代には殆ど少かつた」(前掲書、一〇三—四頁)。

- (59) 雑賀前掲書、六〇一頁。
- (60) 大槻前掲書、一二二頁。
- (61) 同右。
- (62) 「政界の一進歩」〔『政友』第一四八号、立憲政友会、一九二二年〕四頁。
- (63) 小西四郎〔『史料紹介』杉田定一の大正八年「政界革新私見」〔『日本近代史研究』第四号、法政大学近代史研究会、一九六〇年〕三七―四五頁。
- (64) 定一が農民の中でも特に豪農の出であることに強い誇りを抱いたのは、この点と関わっていた。「是カラ国会デモ起ル時ハ家産ノ余計アル者程権力強キナリ」〔明治九年一月三日付仙十郎宛定一書簡中の言葉〔『文書』三三―五八〕〕。
- (65) 註(10)。
- (66) 明治九年九月二日付定一宛仙十郎書簡(註18)。
- (67) 明治一八年五月二七日付で夫に宛てて出された妻鈴の書簡〔『文書』三三―三三〕には、次のような文面が垣間見られる。「嘗而卿(〓定一)より承りし故橋本左内氏の一大石碑を建設さるる由、……嗚呼此設たるや誠忠義烈を千歳ニ顕し、後世の英雄豪傑をして奮発心を興起せしむる一大美事、妾大ニ賛成賛成賛成」。
- 左内の崇拜者であった定一は、どうやらかねてから左内のことを熱く新妻に語り続けていたらしい。それがこうした鈴の文面になったものと想像される。そして妻鈴は、夫の影響もあつてか、国士の妻たらんことを強烈に

- 願ひ、また夫にも国士たるべきことを求めたのである。
- (68) 「文書」二一六七・六八。
- (69) 「杉田定一履歴」〔『文書』三三三―三三一〕。
- (70) 「獄中述懐」〔『文書』七―三〇―九〕。
- (71) 註(64)。
- (72) 明治一〇年八月一八日付定一宛仙十郎書簡(註50)。
- (73) 池内前掲論文、一三・一四頁。
- (74) 雑賀前掲書、四六四―四六五頁。
- (75) 定一は、政治活動や海外への遊学、あるいは杉田家の財政状況の悪化等で、「老父母ニ対シ、氣之毒」な状況になつたことは認めていた。が、それを「国家之為メ無摠」選択の結果であつたと正当化し続けた〔『文書』二八―五八〕。
- (76) 佐久高士「或る国士の一面―杉田定一の場合―」〔福井大学学芸学部紀要』第三部社会科学、第一二号、一九六三年〕二五―二六頁。
- (77) 杉田定一「国民自覚の時機」〔『政友』第一七七号、一九一五年〕九―一頁他。
- (78) 坂野潤治・伊藤隆「杉田定一・坪田仁兵衛関係文書にみる明治二十年代の選挙と地方政治」〔『社会科学研究』第一七卷一号、東京大学社会科学研究所、一九六九年〕二二〇頁。
- (79) 同右。
- (80) 同右。
- (いえちか よしき・大阪経済大学経済学部教授、同図書館館長